

年 月 日

墨 田 区 長 様

申 出 者

住 所

氏 名

実印

電 話 ()

実 務 取 扱 者

住 所

氏 名

印

電 話 ()

土 地 境 界 確 定 申 出 書

下記土地と、墨田区の所有する土地との境界（地図朱線の箇所）の確定を申し出ます。

記

土地の所在・地番（申出地） 墨田区 丁目 番

- 提出書類
- (1) 土地所有者調書（第1－2号様式）
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 法人の登記事項証明書（法人による申出の場合）
 - (4) 土地の登記事項証明書
 - (5) 建物の登記事項証明書（区分所有による申出の場合）
 - (6) 地図（公図）写
 - (7) 案内図
 - (8) 参考資料
 - (9) その他申出者の適格等を証する書類

<申出者の方へ>

- ◎ 境界立会いが終了し、協議が整った場合は、土地境界図作製方法に基づき土地境界図を作製し、土地境界図（原図）1部及び同複写図（区が指定した部数）を土木管理課に提出してください。
- ◎ 申出書受理後は、速やかに当課担当者と打合せを進めてください。
なお、次の事項に該当する場合は、協議不成立事案として処理し、当該申出書等は返却する場合がございます。不成立事案として処理後、申出者の事由により3か月以内に申出書等を返却できない場合は、申出書等は破棄いたします。
 - (1) 申出書受理後、3か月を経過しても境界立会いが終わらない場合
 - (2) 境界立会い後、2か月を経過しても土地境界図等の提出がない場合
 - (3) 申出書受理後、申出者の要件を欠くこととなった場合
 - (4) その他、区長が協議不成立事案と判断した場合